

第1条(契約の主旨)

- ① 甲は別表1記載の福祉用具(以下「物件」という)を有限会社三栄商
会(以下「所有者」という)から賃借の上、乙にレンタル(賃貸)
し、乙はこれを借り受けます。
- ② 乙は物件を別表2記載の使用者(以下「使用者」という)の使用に供
することができるものとします。”

第2条(レンタル期間)

- ① レンタル開始日及びレンタル期間は別表3記載のとおりとします。
- ② レンタル期間満了日に際し、満了日の7日前までに乙より契約終
了の申し出がない場合は、この契約の条項に乙が違反していない
限り、この契約は満了日の翌日から更に1ヶ月自動的に同一内容
で更新されるものとし、以後についても同様とします。

第3条(レンタル料及び支払方法)

- ① 乙は別表1記載のレンタル料を別表4記載のとおりに甲に支払いま
す。
- ② レンタル料は1ヶ月単位で計算し、日割計算はしないものとし、レ
ンタル開始月及び終了月のレンタル料は別表5記載のとおりとしま
す。
- ③ レンタル開始後に物件を使用することができない状態がはつせいた場
合の乙のレンタル料の支払義務については、次のとおりとします。
1. 物件を使用できない理由が乙又は使用者の責に帰さない事由に基
づく場合は、乙のレンタル料支払義務は免除されないものとします。
2. 物件を使用できない理由が乙及び使用者の責に帰さない事由に基
づく場合は、使用できない期間の乙のレンタル料支払義務は生じな
いものとします。

第4条(物件の引渡し)

物件は、レンタル開始日までに、甲または甲の指定する者から、別表2
記載の使用場所で引き渡されるものとします。

第5条(物件の取り替え)

物件が引渡されたのち正常に作動しなくなった場合、甲は速やかに物件
を修理または取り替えるものとします。ただし、乙または使用者の故意
又は過失、もしくは取扱説明に反した使用による場合は、修理及び取り
替えに要する費用は乙の負担とします。

第6条(物件の使用)

- ① 乙は、物件を、別表2記載の使用場所で、善良な管理者の注意をもって
使用、保管し、また、同様の注意をもって使用者に使用させ、これに要
する費用を負担します。
- ② 乙は、物件に不具合、故障が発生し、あるいは物件が滅失または毀損
したときは、表記の連絡先に連絡し、指示に従うものとします。

第7条(物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 乙は以下の行為をしてはならないものとします。
1. 物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れたり、その他所有者の所
有権を侵害するような行為。
2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
3. 物件を第三者に転貸し、または別表2記載の使用者以外の者の仕様
に供すること。
4. この契約に基づく権利、地位を第三者に譲渡すること。
- ② 物件を別表2記載の使用場所から移動しようとする場合は、乙は、事前
に甲及び所有者の承諾を得なければならないものとします。

第8条(通知・報告事項)

乙は、乙の住所または使用者の住所を変更したときは遅滞なくその旨を
甲に通知します。

第9条(消費税の負担)

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)は課税対象の消費税
は表示料金に含まれています。(内税表示)

第10条(相殺の禁止)

乙は、この契約に基づく債務を、甲または甲の承継人に対する債務を
もって相殺することはできません。

第11条(物件の滅失、毀損)

- ① 第4条に基づく物件の引渡から第17条に基づく物件の返還が完了する
までの間に、乙または使用者の故意もしくは過失により物件が滅失(修
理不能の場合を含む。以下同じ。)または毀損したときは、乙は甲に対
し、次の費用を支払うものとし、かつ、その他に損害がある場合はこれを
1. 滅失の場合…代替物件の購入代価相当額
2. 毀損の場合…修理代金相当額
- ② レンタル期間中に物件が滅失したときは、その原因の如何を問わず、物
件滅失時にこの契約は終了するものとします。

第12条(事故報告)

乙は、物件が滅失または毀損したときは、直ちにその状況を甲に報告
し、甲の指示に従います。

第13条(使用者に対する免責)

使用者に次の事由に基づく事故または損害が発生した場合は、甲及び所有
者は責任を負わないものとします。

1. 使用者の急激な体調の変化等、使用者の身体に関する不足の事態に起
因して事故が発生した場合。
2. 使用者及びその家族による取扱説明に反した使用、またはこれらの者
の故意、過失による誤った使用に起因して事故が発生した場合。
3. 天災地変、その他甲及び所有者の責によらない事由に起因して事故が
発生した場合。

第14条(契約違反)

- ① 乙が次の各号の一つにでも該当したときは、甲は催告を要しないで通知
のみでこの契約を解除することができます。
1. レンタル料の支払いを1回でも怠ったとき。
2. この契約もしくはこの契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違
反したとき。
- ② 前項の規定に基づきこの契約が解除されたときは、乙は物件を甲に返還し、併せ
て甲に対する未払レンタル料その他の金銭責務全額を支払います。
- ③ 所有者と甲とのレンタル契約が、この契約の期間満了前に解除その他の理由に
より終了した場合は、乙はこの契約の条項に違反していない限り、所有者が選定
した甲に替わる新たな賃貸人より引き続き物件を借り受けることを選択すること
ができるものとし、甲はこれに対して何ら異議を述べず、必要な手続きをとるこ
とに同意します。

第15条(遅延損害金)

乙は、この契約に基づく金銭の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対して
支払期日の翌日からその完済まで、年14.6パーセント(1年に満たない端数
期間については、365日の日割計算とします)の割合による遅延損害金を甲に
支払います。

第16条(遅延損害金)

乙は、レンタル期間中であっても、甲に対して7日前に予告することにより、この
契約を解除することができます。

第17条(物件の返還)

- ① この契約がレンタル期間の満了、解除、解約その他の理由により終了したとき
は、乙は直ちに物件を甲の指定する場所に返還します。
- ② 物件の返還にあたっては、乙は乙の費用で物件を原状に回復するものとします。
ただし、通常の用法による自然の損耗はこのかぎりではありません。
- ③ 物件の返還が遅れた場合、乙は甲に対し、この契約の終了日の翌日から物件の
返還が完了した日までの損害金を支払うものとし、1ヶ月当たりの損害金は月額
レンタル料相当額とします。この場合、1ヶ月に満たない端数があっても日割計算
はせず、端数が15日以内の場合は月額レンタル料の1／2相当額、端数が16
日以上の場合は月額レンタル料相当額が適用されるものとします。

第18条(物件の引渡し・返還費用の負担)

乙は別表1記載の物件の引渡し及び返還に際しての組立・配送費等の諸費用を
負担し、別表6記載のとおりに甲に支払います。

第19条(連帯保証人)

連帯保証人は、この契約及び更新後の契約に基づく乙の甲に対する一切の債務
を保証し、乙と連帯して、履行の責に任じます。

第20条(通知の効力)

甲が乙または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載の住所
(第8条により通知をうけたときはその通知記載の住所)あてに差し出された書面
は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第21条(書面合意)

- ① 別表7の特約欄の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
- ② この契約と異なる合意は、別表7の特約欄に記載するか、別に甲と乙とが書面で
合意しなければ効力がないものとします。

第22条(秘密の保持)

- ① 個人情報の取り扱い:当社は、適法かつ公正な手段で個人情報を取得し、利用
目的の達成の範囲内で、個人情報の適正な利用、管理を行います。
- ② 個人情報保護に関連する法令、及びその他規範の遵守:当社は「個人情報の保
護に関する法律」や関連法令、及び行政機関その他が定めた規範、ガイドライン
等を遵守します。

第23条(合意管轄)

この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、甲または所有者の本
店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とします。